

(日本語版) – Establishing a Business in the UK



Contents

はじめに	4
英国の魅力	5
英国での法人設立および法人形態	6
英国においてどのような形態の拠点を設立すべきかを決定する際に考慮すべき重要なポイント:	7
英国での企業登記	8
会計関連書類の申告義務	8
英国法人税について	9
近年の傾向と新しいビジネスモデル	11
合併・買収	12
キャピタルアローワンス (税務上の減価償却)	12
税務上の優遇措置 – 研究開発に対する税額控除	13
イノベーションインセンティブ	16
付加価値税(VAT)	18
個人所得税	20
企業年金制度 (オートエンロールメント)	22
課税の透明性と租税回避防止	24
御社の海外進出を私どもがサポートします	26
海外進出に関することならすべてお任せください	26
私どものアプローチ	28
Contact our International Desks	29



はじめに

2023年版 “Establishing a Business in the UK” の発行にあたって。

英国は、困難な政治的状況や新型コロナウイルスの影響が続いているにもかかわらず海外直接投資(FDI)を継続して引き付けています。英国へのFDIプロジェクトの総数は2022年にわずかに減少したものの、多国籍企業が英国市場において事業を拡大する、イノベーションセンターやその他の拠点を設立する、英国をその他の国、地域への将来的な進出のためのプラットフォームとして利用する、といった形で英国への質の高い投資が引き続き見られます。これらのプロジェクトは英国での雇用を創出し、グローバルに事業展開を行う企業にとって主要な目的地の一つとしての英国の地位を揺るぎないものにしていきます。

英国には企業の海外進出をサポートしてきた長い歴史があり、これは多くの場合において、英国の多種多様な人材、文化、英国でのビジネス展開が比較的容易であることなどによって促進されてきました。英国政府はこの伝統を守りたいという強い意志を明確にしており、英国を世界中の投資家にとって最高の場所にすることに尽力しています。

2022年には、特定の主要分野における英国企業の経営権を得ようとする投資家に向けた新たな投資審査制度を導入するなど、国家の安全保障にかかわる多くの新たな取り組みが開始されました。また、企業がリモートワーカーや雇用代行(employer of record)などの新しいビジネスモデルをより一層取り入れるという新しいトレンドも見られました。こういった新しいモデルにはそれぞれ税務上・法律上の規制など、追加で考慮すべき事項が伴います。私たちは、英国での事業設立とビジネス展開における英国の税務・会計面での実践的な情報を提供するためにこのガイドを作成しました。私どもはクライアントの事業拡張計画のサポートに非常に強みを持っており、ご質問等ございましたらぜひお気軽にお問い合わせください。

私は個人的な経験として、さまざまな企業や創業者といったクライアントと仕事をし、彼らの事業の拡大をサポートすることに喜びを感じています。英国には多様な人材とエコシステムという点で投資家を引き付けるものがたくさんあり、適切な事業計画とチームがあれば比較的簡単に英国でビジネスを立ち上げて展開することができます。

敬具



James Dolan
Head of International Tax
james.dolan@blickrothenberg.com



英国の魅力

新しい国や地域へ事業を拡大する際には、考慮すべき多くの問題があります。英国が世界的な投資拠点として常に選ばれている主な理由を下記に記載しています。



英国での法人設立および法人形態

英国の税法において、英国で法人化された企業または税務上の居住者となる企業は英国法人税の対象となります。

英国支店または「恒久的施設」を通じて英国で取引する海外企業は英国法人税の対象となりますが、主に英国での経済活動に関連する利益のみが対象となります。

英国でビジネスを始め経済活動を開始する場合、その活動が英国において「恒久的施設」として見なされ英国での課税対象となるかどうかを理解する必要があります。これは、英国で設立する法人の形態に影響を与える可能性があります。

恒久的施設 (PE) とは？

次のような場合、海外企業は英国に恒久的施設 (PE) を持っていると考えられます。

- 事業の全てまたは一部が遂行される固定のオフィスや事業所を英国に有している海外企業（「固定事業所」PE）。または、
- その企業を代表して活動する代理人が英国におり、その海外企業に関する経済活動を常時英国で行っている場合（「従属代理人」PE）。

このため、英国に拠点を置くオフィスの開設または英国に拠点を置く営業従業員などの任命により、英国で恒久的施設 (PE) が設立されたと見なされる可能性があります。

英国で恒久的施設 (PE) を持たずにビジネスを展開する場合

一定の状況下では、海外企業が英国でビジネスを展開していても上記の対象外となり、英国に恒久的施設 (PE) を持たないと見なされる場合があります。下記の例をご参照ください。

- 海外から英国内の顧客と取引をしているが、英国に拠がないまたは経済活動を行っていない場合。
- ど、英国で「準備的、補助的」な活動のみを行っている場合。
- 英国において独立した第三者の再販業者や販売代理店と提携しているが、英国内に自社の拠がない場合。

特に注意すべき事項

英国で恒久的施設 が設立されてしまうか否かの基準は複雑であり、ケースバイケースで判断されます。従いまして、予期せぬ課税を防ぐため、専門家のアドバイスを求め十分な情報に基づいた決定を下すことを常にお勧めします。

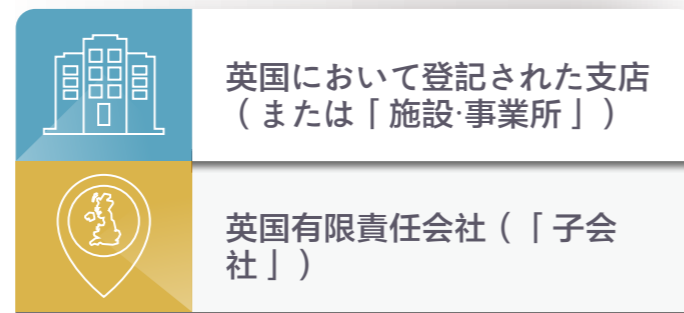
英国には、海外企業が英国において恒久的施設 (PE) が設立されてしまうことを回避するために何かしら人為的な対策を導入する場合、こういった租税回避を防止する規則があることにも注意が必要です。さらに、英国の土地（不動産）の取引には特定のルールが適用され、海外企業が英国の恒久的施設を持たない場合でも英国で課税対象となる可能性があります。また、英国の恒久的施設を持たない海外企業でも、英国の付加価値税 (VAT) の登録が義務付けられる場合があります。これについてはこのガイドで後ほど説明致します。

一部の海外企業は、規制上の理由または顧客からの要望などにより、英国で長期に渡ってビジネスを展開する計画がある場合すぐに英国での拠点を確立する決定を下す場合があります。例えば、一部の顧客または英国政府との契約を結ぶ場合など、英国法人の設立が必須になるケースがあります。

そこで問題となるのは、どのような形態の英国拠点を設立すべきかということです。

英国拠点の形態 - 子会社または支店（施設・事業所）

英国拠点の形態を選択する際に考慮すべき重要な点がいくつかあります。英国では様々な拠点形態の選択肢がありますが、特に一般的な形態は下記の 2 点です。



このガイドではこれら 2 つのオプションについて説明しますが、英国における有限責任パートナーシップなど他のオプションについてもアドバイス可能ですので必要に応じてお問い合わせ下さい。

英国においてどのような形態の拠点を設立すべきかを決定する際に考慮すべき重要なポイント：



法的義務

施設・事業所 (Establishment) は本国の親会社とは別の法人というわけではなく、英国の法律に基づいて運営されている本国の親会社の延長と見なされます。

従って子会社のような法的義務の制限は設けられていません。このため、英国における法的義務を回避することがビジネスにとって重要である場合は、子会社を選択することが望ましい選択肢となる場合があります。

英国で拠点を設立する際には考慮すべき法的な問題が多数あり、専門家によるアドバイスを受けることを常にお勧めします。



事務コスト

このガイドの後半では、英国の子会社または施設・事業所の運営において継続的に発生するコンプライアンス業務を税務および会計の観点から説明します。子会社が施設・事業所かいずれの場合も大きな違いはありませんが、子会社は年次会計の監査が必要な場合があり、施設・事業所は監査の必要はありません。

このため、一般に子会社の運営に関連するコストは施設・事業所よりもわずかに高くなる可能性があります。ただし施設・事業所の場合は、損益の配分において複雑なルールがあるため、別途のコストが発生する可能性があります（一方、子会社の場合は子会社が別個の独立した法人であるため、損益の配分に関しては非常に明確な場合が多いです）。

したがって、私どもでは一般的に子会社よりも施設・事業所の方が費用対効果は高くなる可能性があるとお勧めすることが多いです。ただしどちらを選択しても、継続的な事務コストはさほど大きな差にならない傾向があります。



英国登記拠点

英国でビジネスを展開するにあたり、特にマーケティング的な観点から英国での知名度を得ることが重要である場合、子会社を設立することが最善の選択肢となる可能性があります。子会社は、施設・事業所よりもっと英国に根を張った現地企業として認識されることが多いです。



損失

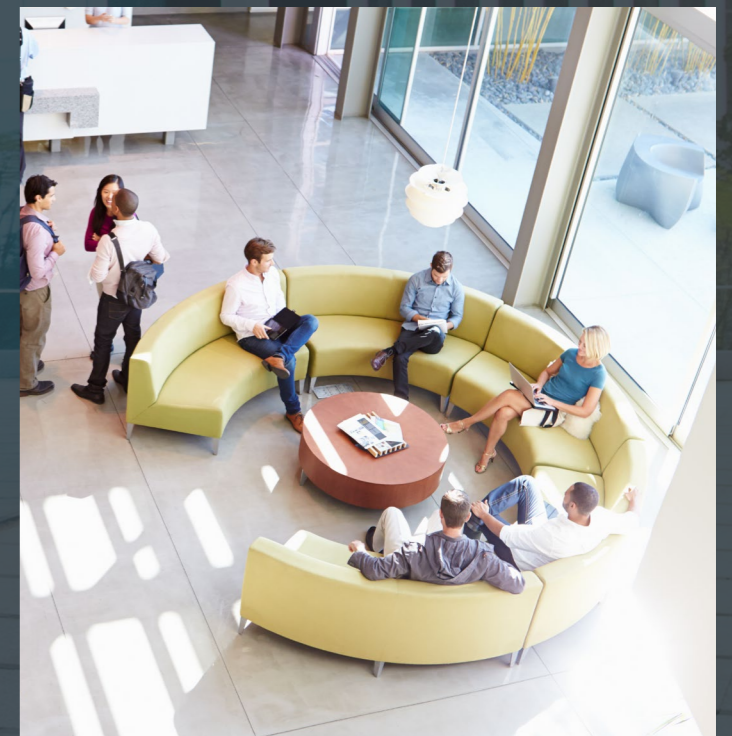
場合によっては、英国の施設・事業所で発生した損失が本国の親会社の利益から控除できる可能性があります。ただしこれは英国または本社のある国・地域のいずれかにおいて、現地の税制によって制限されている場合があります。

子会社の場合、通常は本国の親会社の利益から英国子会社で発生した損失を控除することはできません。その代わりに子会社自体の将来の利益から控除するために損失を繰り越すことができますが、これには制限がかかる場合があります。



財務諸表の開示

本国の親会社が所在する国・地域において一般に公開されている会社の財務諸表関連の情報に関して懸念がある場合、子会社が最良の選択肢となる可能性があります。これは、子会社であればその英国子会社の財務諸表のみを英国の企業情報登録機関であるUK Companies Houseに提出すれば良いためです。施設・事業所の場合、本国の親会社の財務諸表もUK Companies Houseに提出する必要があり、提出後はすべて公開されます。



英国での企業登記

施設・事業所や子会社の英国での登記はさほど複雑ではなく時間もかかりませんが、プロセスにはいくつかの違いがあります。複雑なものではありませんが、不要な遅れを避けるため専門家のアドバイスを求めることをお勧めします。

施設・事業所の場合

施設・事業所を登記するには、本国の親会社が株主構成、取締役、事業を行う英国内住所を詳細に記載したフォームを英国当局へ提出する必要があります。加えて、基本定款(会社定款またはそれに相当するもの)の認証謄本を最新の会計帳簿のコピーとともに提出する必要があります。これらの書類が英語で書かれていない場合は翻訳する必要があります。

施設・事業所の登記には最大で3週間ほどかかりますが、必要な書類がすぐに入手できる場合はこの期間を短縮できる場合があります。

子会社の場合

英国有限責任会社の形態を取る子会社も簡単に設立でき、手続きを開始する前に何らかの法令上の合意などは必要ありません。

子会社を登記するには、取締役として職務を遂行する予定の少なくとも1人の同意を得て必要書類を提出する必要があります。会社の総務役(company secretary)を正式に任命する必要はありませんが、この職務は正しく遂行される必要があります。通常は外部委託されます。

通常の場合、英国有限責任会社はUK Companies Houseが関連書類を受け取ってから24時間以内に設立されます。

英国有限責任会社には取締役を最低1名任命することが必要ですが、事業を行う上での効率性を高めるために通常は少なくとも2名が任命されます。取締役は英国居住者である必要はなく、資本金の最低限度額も定められていません。このため通常は、会社の設立にあたって用意できる最小限の発行済み普通株式資本(例:1ポンドの普通株式1,000株)で設立されます。この資本金は、ビジネスを遂行する際の必要性に応じて会社設立時またはその後が増額することができます。

会社名を決める際には、英国で登記されている既存の会社と同じかまたは類似するような名前にはできないため、英国拠点を設立することを決定したらすぐに会社登記をすることが望ましいと言えます。

会計関連書類の申告義務

施設・事業所の場合

本国の親会社が所在する国や地域の法律において監査を受けた財務諸表の公開が義務付けられている場合は、同じ書類のコピーをUK Companies Houseにも提出する必要があります。

本国の親会社が所在する国や地域において財務諸表を作成していない場合は、英国においてそれらの書類を作成しUK Companies Houseに提出する必要があります。

UK Companies Houseに提出された財務諸表は、英国において公衆閲覧に付されることとなります。本国の親会社が財務関連の情報を公開することに慣れていない場合、これが負担になることがあります。これがビジネスにとって懸念事項となるのであれば、子会社を設立した方が良いかもしれません。

あるいは、新しい会社を本国の親会社が所在する国や地域に設立し、その新会社が英国において施設・事業所を登記する方法もあります。この場合、本国の親会社の会計関連書類が提出される際には、英国における施設・事業所の活動に関する情報のみが開示されることとなります。

子会社の場合

子会社の場合は、英国の会社法に従って毎年会計関連書類を作成し提出する必要があります。提出されるとその情報は公衆閲覧に付されるようになります。会計関連書類の形式は会社の種類や規模、休眠中か事業継続中かによって異なります。

通常、会計関連書類は会社の会計年度末から9か月以内に提出されなければなりません。会社は独自に会計年度末を選択できますが、通常は親会社の会計年度に合わせて設定されます。

グループ全体(連結ベース)として決算日において以下の2つ以上の数値を超えている場合、英国子会社の会計監査が必要になります。

£10.2m
年間収益1,020
万ポンド

£5.1m
総資産510万
ポンド

50+
従業員50名
以上

英国法人税について

英国法人税は、英国の施設・事業所または英国子会社の所得に対して法人税法に基づく税務調整を行った後の利益に対して課されます。

英国の法人税率

英国の法人税率は、課税対象所得が250,000ポンドを超える企業に対して2023年4月1日から19%から25%に引き上げられました。

課税対象所得が50,000ポンドまでの企業は引き続き19%の低い税率の恩恵を受けられますが、課税対象所得が50,000ポンドから250,000ポンドまでの間の場合は別途の累進税率が適用されます。50,000ポンドと250,000ポンドの基準額を算出する際は、世界中のグループ会社の中で事業活動を継続している関連会社の数で割る必要があります。つまり、大規模な多国籍企業グループのメンバーである企業は、25%の税率で英国法人税を課される可能性が高いと言えます。

この増税は、コロナ禍以来発生した英国債務の返済を賄うために導入され、英国企業への影響を抑えるために2023年4月まで延期されていました。英国への投資を促進するために他の優遇措置も導入されており、石油・ガス、銀行、保険、海運部門の企業には法人税の特別税率が適用される場合もあります。

課税対象所得の計算方法

英国法人税は、英国で事業を行う企業の所得に対して法人税法に基づく税務調整を行った後の利益に対して課されます。

英国で税務上の居住者である企業は、全世界の所得に対して法人税を支払う必要があります(英国外にある支店の所得を免除する制度もあります)。英国の施設・事業所は、英国での活動に関連する所得に対して英国法人税の対象となります。

課税対象となる所得のレベルは、事業の取引形態にある程度依存します。英国の移転価格法では、グループ内の関係会社間の取引は独立した公正な立場(arm's length)で行われなければならないと規定されています。これは、多国籍企業において課税所得が最も税率の低い国に流れるようにグループ内で取引を操作するのを阻止するためです。

英国の企業が親会社に対してサービスを提供しているが外部の顧客とは契約していない場合、通常は提供されたサービスに対して独立企業間価格(arm's length fee)が親会社に請求されます。英国法人税の対象となるのは、大まかに言うところの価格からサービスの提供と事業体の維持のための関連コストを差し引いたものです。英国の事業体が第三者の外部顧客と直接契約を結ぶ場合、売上は英国事業体の会計内に記録されます。そしてグループ内取引、外部コストと購買費用、諸経費、その他の売上原価が差し引かれます。一般的に、このように調整された後の純利益が英国法人税の対象となります。選択できるビジネスモデルは他にもあります。英国でビジネスを始めるにあたって、利用可能なすべてのオプションを検討するために専門家のアドバイスを求めることをお勧めします。

多くの場合において英国企業は移転価格調査を適切に実施し、親会社とその英国企業との間の価格設定が、独立した企業間ベースで取引される場合に合意される価格設定と同等であることを証明する必要があります。これは英国の移転価格法により、グループ企業間の取引を独立企業間価格(arm's length price)で会計処理し、適切な文書を保管することが求められているためです。

規模の小さい企業グループは英国の移転価格規定の適用外となる場合がありますが、中規模の企業または企業グループは英国の移転価格ルールが適用されるという正式な通知をHMRCから受け取る場合があります。ただし取引相手が、英国が(差別禁止条項のある)二重課税条約を結んでいない地域に所在する場合、このような中小企業に対する免除は適用されません。

さらに英国以外の国や地域では、中小企業の事業体やグループに対する同様の免除がないことが多いため、独立企業間の原則(arm's length methodologies)を適用することが最善です。

事業体が税務上非課税になり得る場合、英国における課税対象所得の計算に影響を与える可能性があるため、英国のanti-hybrid rulesが適用されるかどうかの詳細な検討が必要です。

法人税の納付

法人税は会社の決算日から9か月以内に納付する必要があります。



大企業

特定の大企業には、決算日の前にあらかじめ予定納税を行う規定があります。ここで言う大企業とは次のいずれかを指します。

現行の会計年度において1,000万ポンドを超える課税所得がある企業（または、現行の会計年度の開始時点において1,000万ポンドを世界中のグループ関連会社の数で割って新たな基準を算出する）、または

前年の12か月で規模が大きく、今期も引き続き規模が大きい企業。ここで言う「規模が大きい」とは、課税対象所得が150万ポンド以上（または、現行の会計年度の開始時点において150万ポンドを世界中のグループ関連会社の数で割って新たな基準を算出する）であると定義されています。これらの基準を満たす場合、企業は法人税を四半期に分けて支払う必要があります。最初の支払期限は会計年度の開始から6か月と13日後、その後は3か月ごとです。

2019年4月1日以降に始まる会計年度については、12か月の会計年度において課税対象所得が2,000万ポンドを超える企業は、法人税の分割予定納税を早めに支払う必要があります。この場合、最初の支払期限は会計年度の開始から2か月と13日であり、その後は3か月ごとです。

法人税申告書

法人税申告書は決算日から12か月以内に提出しなければなりません。税額の計算書も申告書とともに提出する必要があります。



近年の傾向と新しいビジネスモデル

1

在宅勤務

新型コロナウイルスの感染拡大により、世界中でこれまで以上に多くの従業員がリモートで働くようになりました。その結果、今では多くの企業グループが国内だけではなく海外からも在宅勤務する従業員を抱えるなど、新たなリモート勤務モデルに移行しています。

近年、従業員を英国に居住させ海外企業の国際展開をリモート支援するようなやり方についての質問を頂くことが増えています。雇用主側は、これにより雇用会社と従業員の両方に税務リスクが伴うことを認識する必要があります。

雇用主側にとっての主な税務リスクは、リモート従業員の英国での活動がその企業にとって課税対象となり得る英国拠点または英国での恒久的施設と見なされてしまうかどうかです。もしそのように見なされてしまう場合、企業は英国の税務・会計関連の様々な申告義務を負うことになり、また従業員のペイロール義務も生じる可能性があります。

また従業員側では、英国において税務上の居住者になってしまうかを判定し、その結果によって英国と本国両方での個人の納税申告にどのような影響があるかを考慮する必要があります。このようリモート勤務は、所得税や社会保障の観点からきちんと精査される必要があります。また、雇用主と従業員の両方にとって、さまざまな規制、移民制度、法的問題を考慮する必要があります。これらはどれも重要であるため、リモート勤務モデルを進める前に専門家のアドバイスを受けることをお勧めします。

2

雇用者代行組織

専門雇用組織（PEOs）にはさまざまな形態があります。最もわかりやすいPEOの例は、従業員の「記録上の雇用主・雇用主代行」として機能し、ペイロールや、福利厚生、コンプライアンス義務などを管理する第三者組織です。多くの企業グループは人事や給与計算等のコンプライアンスを処理し、ヘルスケアなどの従業員の福利厚生をより良い条件で得るためにPEOを使用しています。

PEOは、ある特定の状況下では有効な選択肢となります（例：正式な英国拠点が設立される前、またはM&A後に英国での拠点が存在しない状態で、新規の従業員が非常に短期間の業務で雇用される場合など）。

ただし英国に恒久的施設（PE）を設立した場合、ほとんどのPEOは法人税や会計申告業務といったサービスを提供していないため、最適な選択肢ではない可能性があります。それでもPEOを使用する場合、PEOが各種コンプライアンス業務まで対応してくれるのか、それとも社内または社外でこのようなコンプライアンス業務を別途対応するのかを明確にすることが重要です。このような確認を怠ると、英国の税務および会計申告義務を遵守できずその結果、税金の未払いまたはコンプライアンス義務の不履行に対する罰金や利息が課される可能性があります。さらに、企業のブランドやレピュテーションリスクに悪影響を与える可能性があります。

こういったリスクを軽減するため、英国で展開する予定の事業がより広範な会計または税務コンプライアンスの義務を生じさせるかどうか、またはPEOモデルが適切かどうかを理解するため事前に専門家のアドバイスを受けることをお勧めします。



合併・買収

英国への進出および事業拡大のもう1つのルートとして、英国の既存事業を買収するという方法があります。

過去 12 か月間で M&A 取引の件数はやや鈍化したと思われるものの、海外企業は依然として M&A を通じて質の高い企業やビジネスを取得しています。これを踏まえ、私たちは従来通り2023 年が英国にとって好調な年になると予想しています。

英国の買収対象企業について財務および税務のデューデリジエンスを行い、節税効果の高い方法で買収を完了する方法に関してアドバイスを求めることをお勧めします。

英国での持ち株会社設立

英国は、海外子会社への投資を管理するため、または将来の買収のための M&A プラットフォームとして持株会社を設立するのに非常に魅力的な場所です。これは、近年の英国税制に関する多くの改正によって推進されています。

実際の例は下記の通りです：

- 実質的に、英国の親会社が受け取った配当金は、英国の子会社からのものか海外の子会社からのものかを問わず英国での課税が免除されます（ただし、配当を受け取る企業が小規模企業か小規模でない企業かによって異なるルールが存在します）。
- 英国では、受取人の所在地に関係なく支払われた配当に対して源泉税が課されません。この税制により、英国の持株会社を通じて配当が支払われる場合は、追加の税負担が発生しにくくなります。
- 英国には十分に発達した租税条約ネットワークがあり、海外企業からの支払い（利子や配当など）に対する源泉徴収税が軽減され、多くの場合完全に廃止される可能性があります。
- 英国におけるsubstantial shareholding exemptionの条件が満たされる場合、事業会社または事業会社を統括する持株会社に対して大量に保有している株式を売却したとしても、英国法人税から免除されます。
- 英国の持株会社は、英国外への事業のさらなる拡大のためのプラットフォームとして機能することでグループ全体を支援することができます。

上記のすべてと原則 25% の法人税率により、英国は依然として持株会社を設立するのに非常に魅力的な場所となっています。

キャピタルアローワンス（税務上の減価償却）

一般に、英国の税法では固定資産または設備投資の会計上の減価償却費の控除は認められていません。代わりに英国では、取得した固定資産に応じて異なる税率で税を軽減するキャピタルアローワンス（税務上の減価償却）の制度を採用しています。

2023 年 4 月の時点で、英国政府は全額経費 (full expensing) として知られる、条件を満たす主な設備投資支出に対して支出がなされた年に100%の控除を認める制度を導入しました。この有利な救済措置は 2026 年 3 月末まで適用され、企業は条件に合致する設備投資のコストを一度に償却することが可能になります。2021 年の超過控除制度に続き、この全額経費制度により英国のキャピタルアローワンス制度が世界をリードすることが保証されます。



税務上の優遇措置 – 研究開発に対する税額控除

英国には、企業の研究開発への投資と英国での研究開発活動の拠点設立を奨励するために用意された有利な研究開発 (R&D) 税額控除の制度があります。

研究開発の定義

研究開発と見なされる活動には、科学的または未解決の技術的問題の解決を通じて科学または技術の進歩を達成することを目的としている必要があります。

科学または技術の進歩には、次のような研究が含まれます。

- 01 科学的または技術的な知識を生み出す。
- 02 科学または技術分野において画期的な進歩となるプロセス、原材料、デバイス、製品、またはサービスを作成する。
- 03 科学的または技術的な革新を通じて、すでに存在するものを大幅に改善する。

研究開発の最終的な成果は、既に利用可能なものであってもならず、また関連分野で働く同様の専門家によって容易に達成できるものであってもいけません。

研究開発制度

英国には様々な研究開発制度があります。



中小企業向け



大企業向け

中小企業向けの研究開発費控除制度

この場合の中小企業とは以下の条件の企業を指します。



従業員数が 500 人
未滿



年間売上高が 1 億ユーロを超えない、または
バランスシートの合計が
8,600 万ユーロを超えない

企業グループの中の一社である場合、持株会社とグループ内のすべての企業が中小企業の定義を満たさなければなりません。この制度では企業グループの定義は複雑であり、EU における中小企業の定義に基づいています。したがって、複雑なグループ構造である場合は詳細にレビューをし、基準を満たしているかを確認することが重要です。

中小企業の基準を満たさない場合、自動的に「大企業」として分類されます。

2023 年 4 月 1 日より、中小企業は対象となる研究開発支出の 186% (以前は 230%) に相当する税額控除を申請できるようになります。

赤字決算である企業の場合は、2023年4月1日から、損失を将来に繰り越すことを放棄して代わりにその放棄した額の10% (以前は14.5%) に相当する研究開発税額控除を請求できます。これは、研究開発費に費やした100ポンドごとに最大18.60ポンド (以前は33.35ポンド) の現金支払いをHMRCから受け取れることを意味します。ただし、2021 年 4 月 1 日以降に始まる会計年度では、支払総額は最大に「20,000 ポンドに加えて当該期間における企業の PAYE および NIC 支払い額の 3 倍を足した額」までに制限されます。

研究開発費控除の対象となる支出には以下のようなものがあります。

- 研究開発業務に直接関わるスタッフの人件費
- 必要なソフトウェアおよび燃料、電力、水などの消耗品のコスト
- 2023 年 4 月 1 日以降に始まる会計年度においては、デジタルデータおよびクラウド計算サービスを使用するためのライセンスの使用料

さらに、研究開発業務に従事する派遣社員のコストの 65%、および研究開発作業の特定の一部を第三者に下請け委託する際のコストの 65% が対象となりますが、2023 年 4 月 1 日以降は、これらの派遣社員や下請け委託先が英国内の場合にのみ対象となります。ただし海外から派遣社員を見つけたり海外に下請け委託をしなければならない例外的な理由がある場合はこの限りではありません。ほとんどの場合、これは英国に研究開発拠点を設立しようとしている海外企業グループが利用できる研究開発税額控除に影響を与えることはありません。

研究開発業務は、助成金などを受け取って補助を受けることはできません。また、たとえば英国の会社が海外の親会社に研究開発サービスを提供する場合など、誰か他者から下請けされた研究開発であってもいけません。ただし、この場合、英国の企業は次のセクションで説明する研究開発支出クレジット (RDEC) 制度の対象となる可能性があります。

大企業向けの研究開発費控除制度

大企業および中小企業として見なされないその他の企業に対する研究開発費控除制度には above-the-line RDEC 制度があります。条件を満たす研究開発支出の 20% (以前は 13%) に相当し、その企業が 25% または 19% の法人税率であるかどうかにもよりますが、税引後の節税効果は 15-16.2%

(以前は 10.53%) になります。赤字企業の場合、RDEC はキャッシュの還付として受け取ることもできます。これは、その年の研究開発に従事する従業員の person 費にかかる源泉徴収のレベルに制限されます。超過分はクレジットとして翌年に繰り越されます。

条件を満たす研究開発支出は、中小企業制度と概ね同じ方法で定義されます。違いは、下請けに出す仕事はフリーランスの個人、特定のパートナーシップ、または条件を満たす研究機関や施設が引き受けなければならないことです。これら以外に委託した研究開発費は対象外となります。

中小企業が、大手企業からまたは英国で課税対象ではない別の企業から下請けの研究開発業務を請け負っている場合、その中小企業は RDEC 制度に基づいて控除を申請できますが、SME 制度を通じては控除を申請できません。たとえば、海外の親会社が英国の中小企業子会社に研究開発業務を下請けしている場合、その中小企業は RDEC 制度に基づく研究開発費控除の対象となる可能性があります。

控除の申請

法人税確定申告書において研究開発に関する税額控除を申請する必要があります。該当の支出が発生した会計年度の終了後 2 年以内に行う必要がありますが、初めて (2023 年 4 月 1 日以降) 申請を行う企業の場合は、該当する会計年度終了から 6 カ月以内に HMRC に通知する必要があります。

設備投資に対する追加の税控除

上記の優遇税制措置に加えて、研究開発活動に使用される資産 (土地を除く) への設備投資の支出には 100% の減価償却が適用されます。



イノベーションインセンティブ

1

パテントボックス

パテントボックス (The Patent Box) はもともと英国におけるイノベーションを促進する政府の取り組みの一環として 2013 年に導入されました。英国で特許に関連する研究開発が行われている場合、対象となる特許から得られる所得に対して 10% の優遇法人税率が適用されます。パテントボックス制度の条件を満たすことで得られるこの 10% の優遇税率は、現在 25% である英国の法人税の最高税率と比較すると大きなインセンティブとなります。特許使用料を受け取る、特許製品を販売する、事業の一環として特許プロセスを使用する、といった企業はこのスキームの恩恵を受けることができます。

制度の条件を満たすためには、下記のいずれかから特許が付与される必要があります。

- UK Intellectual Property Office (IPO)
- European Patent Office
- Regulatory Data Protection ('data exclusivity')
- Supplementary Protection Certificates (SPCs)
- Plant variety rights.

パテントボックスの制度は、新規および既存の知的財産 (IP)、既存のものに更なる改良を加えた知的財産 (IP)、知的財産 (IP)を組み込んだ製品に適用されます。

2

その他のイノベーションインセンティブ

英国はまた、クリエイティブ産業向けに複数の税制優遇措置を導入しています。これらの税制優遇措置は概ね似通っており、対象となる企業は関連支出の控除が幅広く認められ、赤字企業はキャッシュでの還付を通じて税額控除が受けられる可能性があります。このようなその他のイノベーション インセンティブの例を右の図に示します。

その他のイノベーションインセンティブ



Film tax relief



High-end television tax relief



Animation tax relief



Children's television tax relief



Video games tax relief



Theatre tax relief



Orchestra tax relief



Museums and galleries exhibition tax relief



付加価値税(VAT)

付加価値税 (VAT) は、企業が一定の基準を超える課税対象の取引(売上)を行った場合に課される税です。英国を拠点とするビジネスにおいて年間 85,000 ポンドを超える売り上げがある場合はVAT を登録する必要があり、英国の VAT の標準税率は現在 20% です。

英国を拠点とするビジネスが連続 12カ月間に 85,000ポンドを超える売り上げがある場合、または今後 30 日間だけで 85,000ポンドを超過すると予想される場合は、英国の税務当局に通知しVAT を登録する必要があります。登録後は、特に VATの税率がゼロまたは免除されている場合を除き、英国で提供されるすべての商品およびサービスに対してVATを請求し計上する必要があります。VAT ゼロ税率が適用される商品やサービスのリストと、5% のVAT 軽減税率の対象となる特定の商品やサービスのリストがあります。

VAT 登録企業は、英国で商品またはサービスを購入するときに支払った VAT を取り戻すことができます。通常は四半期ごとに行うVAT 確定申告の終了時に、企業は商品等を販売した際に顧客が支払った VAT 額 (Output Tax) と仕入れの際にサプライヤーに支払った VAT 額 (Input Tax) を計算します。そしてその差額が税務当局から還付されるか、または追加で支払う必要がある場合もあります。

このためVAT は商品やサービスの最終消費者、つまり個人や未登録の企業、VAT免除される商品やサービスを製造する企業が負担する税ということになります。

英国に拠点を持たない海外事業は、年間 85,000 ポンドの基準を利用することはできません。英国で物理的に商品販売する場合、または英国で提供されていると見なされる特定のサービスを提供する場合、すべての売上に対して VAT を登録することが法的に義務付けられます。

英国への進出、事業展開を検討している海外企業が認識すべき重要な付加価値税(VAT)の問題には下記のようなものがあります。

1. 英国国外に拠点を置く親会社に供給される商品およびサービス

海外の親会社によって設立された英国の企業が親会社に商品販売および配送をする場合、商品の輸出には VAT が適用されないため、VAT を支払う必要はありません。

英国の企業がコンサルティング、技術サポート、セールスやマーケティングなどのサービスを提供している場合、これらも VAT の対象にはなりません。

2. 英国の法人顧客に提供されるサービス

英国に恒久的施設を持たない海外企業は、英国外から一般的なVATルールの範囲内 (general rule) のサービスを提供する場合、VAT登録や VAT の請求を行う必要はありません。VAT は、いわゆるリバースチャージ制度に基づいて英国の顧客側に納税義務が転嫁されます。

ただしこの制度には例外があり、一部の業種は VAT の登録が必要になる場合があります。例えばレストランおよびケータリング サービス、旅客輸送サービス、イベントへの入場料、電気通信、および未登録企業への電子的に提供されるサービスなどがあげられます。

3. 英国の顧客に提供される商品

英国に恒久的施設を持たない海外企業は、英国にいる顧客が英国への商品の輸入業者となる用意がある場合、VAT を登録や請求を行う必要はありません。

英国の顧客が輸入業者とはならず輸入後に商品の所有権のみを取得する場合、海外の供給者は通常商品の輸入時に VAT を支払わなければならない場合があります。国境で支払われた VAT を取り戻すには、海外サプライヤーは英国で VAT 登録をする必要があります。今後は、海外から請求する場合でも商品が英国で物理的に供給されたものとみなされ、売上に対して VAT を請求する必要が生じます。

海外企業が VAT 登録をする必要がある場合、英国の会社や施設・事業所を法人化する必要はありません。海外に所在する企業であっても英国で VAT 登録することができます。

英国において会社を法人化する決定は、英国で特定の商品やサービスを提供しているという理由だけでなく他の多くの要素を考慮して行う必要があります(その一部についてはこのガイド内で説明されています)、専門家のアドバイスを求めることをお勧めします。

4. 欧州連合 (EU) との間の商品およびサービスの供給

2021 年 1 月 1 日、英国は EU 関税同盟および VAT システムから脱退しました。その結果、英国から EU 顧客に販売されるすべての商品は zero-rated 輸出とみなされます。ただし、EU から到着する商品は輸入品とみなされ、EU 原産でない場合は輸入 VAT や関税が課される可能性があります。

英国の VAT 登録企業は、Postponed VAT Accounting Scheme 制度を利用して国境での輸入 VAT の支払いを回避し、その代わりに四半期ごとの VAT 確定申告書に計上することができます。

また、英国の消費者 (法人企業ではない買い手) に販売される 135 ポンド未満の商品を輸入する場合にも特別な規則があります。

EU および EU 以外の輸入品の価格が 135 ポンド未満の場合、国境での輸入 VAT や関税はかかりません。ただし、海外企業は英国の消費者への最終販売において「supply VAT」を登録し、計上する必要があります。これらの販売がオンライン上で行われた場合、supply VAT の計算を担当するのはそのオンライン販売プラットフォームの責任者です。

英国から EU 内の消費者 (法人企業ではない買い手) への商品の供給も英国からの輸出として zero-rated で輸出されますが、顧客の国で現地輸入 VAT および関税が課される場合があります。EU の消費者がこれらの輸入に関わる税金を支払う必要があるか、または供給者が消費者に代わってこれらの税金を支払うために配送業者と合意することもできます。EU は、ほとんどのB-to-C 販売に対して、ワンストップ ショップ (OSS) スキームとして知られる EU 全体にまたがる VAT 登録制度を採用しています。これにより、海外企業はEU 加盟国ごとにVAT登録する必要はなくEU 加盟国のうち1カ国を選択して VAT 登録を任意で行うことができ、EU 全域のすべてのB-to-C 販売に対して 1 つのオンライン申告書を提出するだけで済ませることができます。

5. VAT還付

海外企業は、英国での VAT 登録が必要となる前から英国の VAT を支払わざるを得ないケースがあります。例えば多くの場合、出張の際の費用 (ホテルの宿泊費など) が該当します。この支払ったVAT は英国税務当局に還付申請を提出することで取り戻すことができます。還付請求は6 月 30 日までの 12 カ月間を対象とする各年の終了前に行う必要があります。

企業が英国で VAT 登録を行う場合、登録前に購入した商品やサービスに関して、VAT登録時にその商品が手元にありサービスが登録前の6 か月以内に提供されている場合、購入の際に支払ったVAT を還付請求することができます。

6. Making Tax Digital (MTD)によるVAT申告書提出

英国でVAT申告書を提出するすべての企業(顧客のために申告書の提出を代行する会計事務所等のアドバイザーを含む)は、MTD 制度に基づいて提出することが義務付けられています。

MTD 制度は、VATの記録がデジタル形式であることおよびVAT申告書が「機能的に互換性のあるソフトウェア (functional compatible software)」を介して電子的に提出されることを定めています。従ってHMRC に VATの情報を提供し、APIプラットフォームを介してオンラインでHMRC から情報を受信できるソフトウェアが必要です。企業活動に関わる記録は互換性のある様々なデジタル形式で保存できますが、使用されるすべてのソフトウェア間で使用可能なデジタルリンクが必要になります。



個人所得税

英国でビジネスを行う事業主、または英国で勤務する取締役として、自分自身または自身の会社の従業員に対して認識しておくべき個人所得税に関する義務があります。

基本原則

まず一般原則として、個人がいずれかの課税年度において英国の税務上の居住者である場合、英国税法に基づいて課税がなされます。

場合によっては、その個人の“Domicile”（その個人が自らの本籍・永住地と考えている国）も考慮する必要があります。

英国で税務上の非居住者であっても、英国源泉の所得であれば英国で課税対象となる可能性があります。

英国における課税年度は 4 月 6 日から翌年の 4 月 5 日までであるため、たとえば 2023/24 課税年度とは2023 年 4 月 6 日から 2024 年 4 月 5 日までの年度を指します。

税務上の居住地

英国では、各納税者が税務上の英国居住者と見なされるか非居住者と見なされるかを判定するために「SRT (Statutory Residence Test)」を使用します。3段階にわけて居住性を判定する非常に複雑な構成のテストですが、大まかに次のように要約できます。

1. 課税年度中に下記のいずれかを満たす場合は税務上の非居住者と判定される

- 過去 3 課税年度のいずれかで英国における税務上の居住者であり、英国での滞在日数が 16 日未満である。
- 過去 3 課税年度のいずれにおいても英国で税務上の居住者ではなく、英国での滞在日数が 46 日未満である。
- 海外でフルタイム勤務をしている。

2. 課税年度中に下記のいずれかを満たす場合は税務上の居住者と判定される ant tax year:

- 英国に183 日以上滞在している。
- 連続した 91 日以上（そのうち 30 日が課税年度内であること）において、英国に自宅があるが海外には自宅を持たない、または海外に自宅はあるがその海外宅で過ごす期間が 30 日未満である場合。そしてその該当する課税年度中に少なくとも 30 日間英国の自宅を過ごす場合。
- 英国でフルタイム勤務をしている。

左記の基準をいずれも満たさない場合、「Sufficient Ties Test」を用いて判定することになります。このテストでの質問と英国滞在日数とを組み合わせる居住性が判定されます。テストの内容は下記の通りです。

- 英国在住の家族がいる。
- 英国において実質的に勤務をしている。
- 英国に利用可能な住居等がある。
- 過去 2 課税年度のいずれか、または両方で英国滞在日数が90 日を超える。
- 課税年度中に他のどの国よりも英国で多くの日数を過ごした。

ドミサイル

英国税務上の「Domicile」とは、広義にその個人が永住地と考える国であり「本国」として考える国のこと指します。「Domicile」の概念は、税務上の居住地の概念とは異なるという点に注意が必要です。たとえ個人が何年も自分の本国に住んでいなかったとしても、英国税務上の「Domicile」は依然としてその本国であるケースも多くあります。

とある個人の「Domicile」が英国ではない場合（non-domiciled）、その個人が英国で税務上の居住者となってから最初の7年間は毎年送金課税ベース（remittance basis）を選択して所得を申告することができます。これは、英国で税務上の居住者になっているが「Domicile」が英国ではなく、英国外で収入や利益を得ている個人が利用できる優遇税制措置です。

過去 9 課税年度のうち少なくとも 7 年間英国で税務上の居住者であった場合、8年目以降に送金課税ベース（remittance basis）を選択して所得を申告する場合年間 30,000 ポンドのチャージが課せられます。過去 14 課税年度のうち少なくとも 12 年間英国で税務上の居住者であった場合、このチャージは £60,000 に増加します。

ノンドミサイル

2017年4月6日以降、「Domicile」が英国ではない個人（non-UK domiciled individuals）でも過去20年間のうち15年間英国に居住している場合は、英国個人所得税法において「deemed domicile」として扱われます。これは、該当する個人の全世界所得とキャピタルゲインが英国で課税対象になり、また全世界の資産が英国相続税の対象となることを意味します。送金課税ベース（remittance basis）を選択して所得を申告することは不可能になります。

英国で生まれ元々の税務上のDomicileは英国であったものの後になって税務上のDomicileが英国外に移った個人の場合は、英国に居住している期間は英国 Domicileとして見なされます。

課税対象所得

英国個人所得税の課税対象となる所得にはすべての収入と現物給与が含まれます。個人所得税の累進税率と基礎控除（personal allowance）の所得帯を下記の表 01 に記載しています。各個人の所得のレベルによって税率が変わってきます。

表 1 – 個人所得税率と控除額

	%	課税所得帯
2023/24課税年度*		
基礎控除12,570 ポンド*		
	20	£0 – £37,700
	40	£37,701 – £125,140
	45	£125,141 upwards
2022/23課税年度		
基礎控除12,570 ポンド*		
	20	£0 – £37,700
	40	£ 37,701 – £150,000
	45	£150,001 upwards

* 基礎控除（personal allowance）は 所得が10 万ポンドを超えると 2 ポンドごとに 1 ポンド減額し、送金課税ベース（remittance basis）を選択して所得を申告する個人には多くの場合適用されません。また、スコットランドとウェールズでは、異なる税率および所得帯 が適用されます。

英国ドミサイルではない個人の雇用所得に対する課税

英国で税務上の非居住者である従業員は、英国での勤務日に関連する雇用所得のみに課税されます。英国で税務上の居住者である従業員は、勤務地に関係なく全世界の給与所得に対して課税されます。

従業員が税務上の居住者であるものの英国 Domicileではない場合（および送金課税ベースで所得を申告している場合）、英国国外で行われた業務に関連する給与所得は、その所得が英国国外で支払われかつ英国に送金されない限り英国で課税対象になりません。この税制は一般にoverseas workday relief（海外勤務日数控除）として知られており、過去3課税年度において英国で税務上の非居住者であった従業員の場合、英国で税務上の居住者になってから3 課税年度にわたって適用されます。

海外勤務日数控除を申請するためには、オフショア銀行口座（英国外の銀行口座）を開設し正しく管理することが重要です。また英国税務当局は、該当するオフショア銀行口座を指定することも求めています。

短期出向者に対する税控除

海外企業の従業員が英国へ出向する際、出向期間が 2 年未満になる予定の場合は英国が「一時的な勤務地」とであるとみなされ、その間は常識的な範囲での居住費、旅費、および生活費を控除することが認められます。従業員が個人的に費用を負担し

ても、雇用主が費用を負担しても同様に控除を申請することができます。この控除が認められない場合、雇用主が負担した費用は英国で課税の対象となり得ます。この控除を申請するためには、英国出向が 2 年未満であることを証明するための何らかの正式な文書があることが重要です。

短期出張者

短期出張で英国に来る海外企業の従業員は、英国と本国との間で短期出張者の課税を免除する租税条約が締結されている場合、一定の条件を満たすと英国での課税が免税となる可能性があります。租税条約によって免税になり、雇用主がHMRCから短期出張者協定を取得している場合、該当の従業員は英国で確定申告書を提出する必要はありません。また、雇用主の英国における源泉徴収義務も生じません。

この免除は海外取締役には適用されませんのでご注意ください。彼らは引き続き英国の取締役報酬に対して英国の税金の対象となり、この収入を報告するために英国の納税申告書を提出する必要がある場合があります。

社会保障制度

英国における社会保障制度は「National Insurance」と呼ばれており、雇用主と従業員の両方に支払い義務があります。

雇用主と従業員が支払う社会保障制度の負担額（NIC）の現在のレートを以下の表 02 に記載します。

英国へ出向中の従業員は、一定の条件を満たし、英国が社会保障協定を結んでいる国（EUを含む）で雇用が継続されている場合、英国社会保障制度の雇用主負担分および従業員負担分の支払い（NIC）免除を申請できます。この場合、従業員が引き続き加入している本国の社会保障当局に申請して適用証明書（Certificate of Coverage）を取得する必要があります。

従業員が非協定国（オーストラリア、中国、インドなど）から出向している場合、特定の条件を満たしている場合に限り、出向後最初の 52 週間（英国社会保障制度の支払い（NIC）が免除される可能性があります）。

企業年金制度（オートエンロールメント）

表2 - 21歳以上の従業員に適用される2022/23課税年度の社会保障税率
2022年4月6日から2022年7月5日まで

		税率
雇用主負担分	Up to £9,100	0%
	From £9,100	15.05%
従業員負担分	Up to £9,880	0%
	£9,880 to £50,270	13.25%
	Over £50,270	3.25%

2022年7月6日から2022年11月5日まで

		税率
雇用主負担分	Up to £9,100	0%
	From £9,100	15.05%
従業員負担分	Up to £12,570	0%
	£12,570 to £50,270	13.25%
	Over £50,270	3.25%

2022年11月6日から2023年4月5日まで

		税率
雇用主負担分	Up to £9,100	0%
	From £9,100	13.8%
従業員負担分	Up to £12,570	0%
	£12,570 to £50,270	12%
	Over £50,270	2%

英国で従業員を雇用するすべての個人または企業には、英国の従業員に対して企業年金制度を提供する義務が生じます。これは、その個人や企業が英国に拠点を置くかどうかに関わらず適用されます。

雇用主には以下の義務があります:

- 企業年金制度の設立
- 対象従業員を選別しカテゴリー別にわける
- 対象になる従業員を自動的に制度に登録する
- 従業員の給与から年金保険料を徴収する
- 従業員負担分と雇用主負担分の拠出金を年金制度に積み立てる
- 全従業員に対して年金制度に関する情報を法令に従い提供する
- 無期限に年金記録を保持する
- 年金を管轄する英国当局への「Declaration of Compliance」の提出

設立義務開始日

すべての雇用主に対して、企業年金制度の自動登録義務が開始される基準日として「staging date」が指定されます。これは年金を管轄する英国当局によって発行され、新規のペイロール(PAYE)の設立がトリガーとなって日にちが決定されます。

従業員のカテゴリー

22歳から公的年金受給年齢(65歳から68歳)までの間の年齢で、給与が年間10,000ポンド(2022/23課税年度)を超える従業員は自動的に加入させる必要があり、雇用主にも掛け金を拠出する義務が生じます。

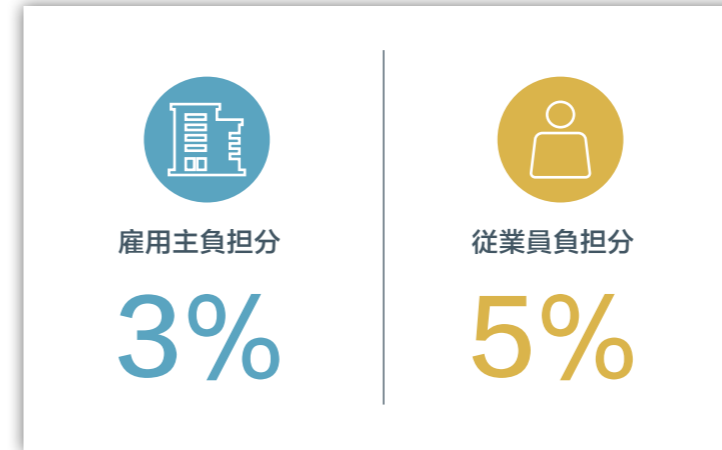
16歳から74歳で、給与が年間6,240ポンド(2022/23課税年度)未満の従業員に対しては、自動加入の義務は生じません。該当の従業員は希望すれば企業年金制度に加入できる権利がありますが、雇用主には掛け金を拠出する義務は生じません。

16歳から74歳までのその他すべての従業員には自動加入の義務は生じませんが、彼らが望めば加入する権利がありその場合は雇用主にも掛け金を拠出する義務が生じます。

海外から英国に出向している従業員は、例えば英国で「ordinarily working」と見なされない場合、自動加入の対象外となる可能性があります。このような状況にある従業員については、専門家のアドバイスを求めることをお勧めします。

最低拠出金額

最低拠出額は従業員の給与額に基づいて計算されます。2022/23課税年度の場合これは£6,240から£50,268の間となります。最低拠出のパーセンテージは次のとおりです。



職業実習賦課金制度

2017年に導入された職業実習賦課金制度(Apprenticeship Levy)は、雇用主の年間人件費に対して0.5%を課税し、職業訓練などを行う英国企業への資金補助として使用するというものです。

このApprenticeship Levyに対して15,000ポンドまで非課税枠があることを考慮すると、この課税は実質的に雇用主の年間人件費が300万ポンドを超える場合にのみ適用されます。

ただし、すべての企業や団体組織(Apprenticeship Levyへの拠出が義務付けられていない組織も含む)は、従業員に対して条件を満たす職業訓練プログラムなどを提供する場合は、この制度から資金援助を受けることができます。

人件費が年間300万ポンド未満であるためにApprenticeship Levyが課されない企業の場合でも、英国政府が職業訓練関連経費の最大95%を負担します。企業は残りの5%だけを負担するだけで済みます。



課税の透明性と租税回避防止

英国は課税の透明性を非常に重要視しており、透明性の向上のためにいくつかの新しい規制を導入しています。

英国政府は、海外投資家にとって英国が「open for business」であり、魅力的な投資先であるという文化を創造し促進することに努めてきました。同時に、英国で事業を行う企業は適切に納税を行うことが求められています。このことから、英国からの企業利益の流出を防止し企業が英国で正しく課税されるために、近年英国で多くの租税回避防止条項が導入されています。一部を以下に要約します。

「大企業 (large)」グループの税務申告およびコンプライアンス

英国では、特定の「大企業 (large)」グループに対して、広く次のような追加のコンプライアンス義務があります。

- 英国における税務戦略文書の公表 - 大企業グループは英国における税務コンプライアンスに関する自社の税務戦略を公表する必要があります。これは年次報告義務であり、公表が遅れた場合には罰則が課せられます。
- シニア・アカウンティング・オフィサー (SAO) - 大企業グループはSAOを任命し、会計年度中に自社の税務・会計関連の業務が適切に管理されていることを証明する必要があります。「unqualified certificate」と呼ばれます。ただしそうでない場合は、自社内に適切な税務・会計関連のアレンジメントがなされていない旨を報告し「qualified certificate」と呼ばれます。なぜ不備が起こったのかを説明する必要があります。これは、英国の税務コンプライアンス業務が正しく管理され運営されることに関して、経営陣がきちんと責任を持つことを目的としています。年次申告の通知または提出が遅れた場合には罰金が課せられます。
- 企業刑事犯罪に関わる法制度 - the Criminal Finances Act 2017において、脱税の試みを防止できなかったことに対する新たな企業刑事犯罪 (Corporate Criminal Offences - CCO) が導入されました。この法律により、2017年9月30日から企業が関係者による脱税の助長を防止するための合理的予防手順 (Reasonable Prevention Procedures - RPP) を導入する法的義務が課されました。
- 不確実な税務上のポジション - 大企業は、自社の確定申告書において不確実な税務上のポジションをとっている場合には英国税務当局 (HMRC) に通知する必要があります。

これらの追加コンプライアンス業務にはそれぞれ異なる条件等があり、このガイドに全ては記載されていません。英国におけるすべての税務コンプライアンス義務を完全に理解するために、英国で事業を設立する前に詳細なアドバイスを受けることをお勧めします。

OECDが求める税源浸食と利益移転 (BEPS) に関するアクションポイント

英国は、税源浸食と利益移転 (BEPS) に関する経済協力開発機構 (OECD) のイニシアチブを支持しています。OECDが推奨するBEPSの各アクションポイントに関する勧告において主導的な役割を果たしており、英国では以下のような新しい法律が導入されています。

Action 1:	Ongoing consultation regarding implementation of Pillar 1 and 2. Introduction of a new tax - Offshore Receipts in Respect of Intangible Property
Action 2:	Anti-hybrid rules (these should be considered in the context of hybrid entities/instruments, check the box elections and intragroup payments)
Action 3:	Interest deduction restrictions (relevant to debt funding)
Action 4:	Harmful tax practices (including amendments to the UK Patent Box regime)
Action 5:	Implementation of the multilateral agreement
Action 6:	Permanent establishment status (including introduction of the DPT)
Action 7-9:	Transfer pricing
Action 10:	Country-by-country reporting (and introduction of rules on publication of a UK tax strategy)

上記の多くは英国において拠点を設けようとしている海外企業グループに関連します。規模の小さい企業や事業には特定の免除が適用される場合がありますが、これらはケースバイケースで検討する必要があり、専門家のアドバイスを求めることをお勧めします。

デジタルサービス税 (DST)

2020年4月から英国はDSTを導入し、英国における特定のデジタルビジネスの収益に2%の納税を課しています。

DSTの対象となる事業活動には、ソーシャルメディアプラットフォーム、検索エンジン、オンラインマーケットプレイス、および特定のオンライン広告活動が含まれ、英国での年間収益が2,500万ポンドを超え、関連事業によるグループの世界的な収益が5億ポンドを超える場合に課税の対象となります。実際の納税は、該当の収益が発生したと見なされる会計年度の終了後9カ月と1日後までになされる必要があります。

英国は最近、DSTから大規模な国際企業グループが事業を行う場所に基づいて納税するグローバル税制への移行を進めることに同意しました (Pillar 1 and Pillar 2)。

無形資産に関するオフショア受領 (ORIP)

2019年4月にORIPルールが施行されたことにより、英国以外の事業体が英国での売上に関連する特定の無形財産権から得た収入には、20%の英国所得税が課されます。

概してこれらの規則は、税率の低いタックスヘイブンまたは英国が完全な二重課税協定を結んでいない国や地域にある実体のない事業体を基にした知的財産権 (IP) 所有者に適用されません。英国政府は、納税者がこのような租税回避的なプランニングをしないように促すためこれらの規則を導入しました。これらのルールは、知的財産権からの収入が低課税または非課税となる知的財産所有構造を導入している企業グループにとっては慎重に考慮される必要があります。

迂回利益税 (DPT)

DPTは、多国籍企業が英国から利益を迂回するために駆使するアグレッシブな税務プランニングに対抗するために導入されました。DPTが課される場合、2023年4月1日から多国籍グループ企業の「迂回された」利益に対して25%から31%まで課税されます。DPTは通常、次の2種類のアレンジメントに対して適用されます。

- 「回避されたPE (恒久的施設)」がある場合。
- 英国の企業またはPEが「実質的な税のミスマッチ」が存在し、「経済的実質が不十分である」の条件が満たされる税務アレンジメントの当事者である場合。

英国の売上収益または英国関連経費が一定の基準を下回る小規模企業には、一定の免除が与えられる場合があります。企業グループは、これらの規定が予定されている事業運営モデルに適用できるかどうかを検討し、移転価格の手法が正しいことを確認する必要があります。

包括型濫用対抗規定 (GAAR)

GAARは2013年7月に英国法に導入されました。その目的は、納税者が不正な税務アレンジメントへ参加することを阻止し、税法の濫用的アレンジメントの促進を防止することです。

GAARは、「公正かつ合理的な」税務上の調整を適用することで、税制の濫用に対抗することを目的としています。

ただしGAARは、納税者が合理的な行動方針を選択し単に他の方法よりも節税効果の高い方法を選択する場合に適用することを意図したものではありません。

御社の海外進出を私どもがサポートします

私どもは英国における大手会計・税務・コンサルティング事務所として、海外企業の英国進出およびその後のビジネス展開を日々支援しています。すでに2,000社を超える海外企業クライアントにサービスを提供しており、毎年さらに100社以上におよぶ企業の海外進出計画の実現をサポートしています。

初めて海外進出を果たす企業であっても、今後より一層グローバルに展開していくアプローチを必要とする大規模な多国籍企業であっても、私どもはあらゆる規模のビジネスをサポート致します。

当社は、完全な会計および税務サービスに加え、ペイロール、VAT、マネジメントレポート、ブックキーピングなどの会計および管理サービスのアウトソーシングも提供しています。また、国際税務、グローバルモビリティ、VAT、関税を専門とするマルチリンガルの専門家のほか、リテール、金融サービス、英国の不動産・建設などのセクター別のチームも擁しています。



海外進出に関することならすべてお任せください

私どもは、受賞歴のある国際的な会計事務所の連合体であるAllinial Globalネットワークの一員です。世界各地のAllinial Globalのメンバーファームを通じて、海外進出を目指す企業へのサポートを強化してきました。

Allinial Globalには250を超えるメンバーファームが参加しており、南北アメリカ大陸、EMEA（ヨーロッパ、中東、インド、アフリカ）、およびアジア太平洋地域に広範なネットワークを有しています。

Allinial Globalのメンバーである私どもBlick Rothenbergは、世界中の主要な経済圏に所在する信頼できる会計事務所ネットワークから各国の専門知識と経験を得ることができます。

このネットワークにより、私どもはクライアントに対して柔軟に最適なサービスを提供することができます。クライアントの海外進出計画の目的地がどこであっても、この広範な国際ネットワークが必ず役立ちます。

- 2023年5月現在、Allinial Globalのネットワークは105カ国にまたがっています。
- 世界に261のメンバーファームを有します。

Allinial Global 網領

Allinial Globalは、日々変化する会計・税務の業界に対してメンバーファームが人材、クライアント、プロセス、テクノロジーを変革していけるように支援します。

次世代のツール、トレーニング、テクノロジーに加えて、独立系会計事務所やコンサルティングファームが将来に向けた計画的な戦略を構築し実行できるようサポートとリーダーシップを提供します。

過去受賞歴



“

Blick Rothenberg has not only been an accounting support provider but also a business advisor. They have been in regular communication with us as we enter not one, but several markets at once. Their experience has been invaluable in making sure we can operate efficiently, move our goods, collect cash and pay suppliers.

CFO of US-owned Ring of Security

”

“

Blick Rothenberg is one of our longest-serving and valued commercial partners within the L&P network. They consistently and pro-actively support our clients, which in turn actively contributes to inward investment into London, making it one of the most dynamic and exciting cities in the world. Their efforts, knowledge, expertise and dedication when supporting start-ups and scale-ups is valued by us all and we are proud to call them partners.

London & Partners

”



01



クライアントの目的、海外進出計画および今後の英国での事業内容についてお話しいただくため、初回ミーティングは無料とさせていただきます。

02



クライアント側のチームと協議し、どのような領域のサポートが必要であるかを確認した後に海外進出の青写真とタイムラインを作成します。それに基づき私どもがご提案するサービススコープと料金を提示し、クライアントから今後の進め方について同意を得てから作業を開始致します。

03



私ども独自のやり方として、クライアントの主な連絡窓口となる専任のリレーションシップ マネージャーを配置し日々生じるご質問に対応します。クライアントが常に快適に過ごせるよう、専任の担当者が積極的にコミュニケーション致します。

04



私どもにとってクライアントの事業は海外展開のライフサイクルのあらゆる段階においても重要であるため、私どもはその過程を通じてクライアントをサポートできることに誇りを持っています。その一環として、私どもが提供できるアドバイスに加えてクライアントが弁護士などのリーガルサービス等も必要とする場合があることを理解しています。その場合は、私どもが定期的に協力しており信頼できる他の英国の専門家をご紹介することもできます。私どものサポートが必要な場合でも、既に独自のアドバイザーを選ばれている場合でも、私たちは協力してクライアントをサポートする専門アドバイザーによる統合エコシステムを構築します。

Contact our International Desks



Kohtaro Hirota
Head of Japan Desk, Global Mobility
+44 (0)20 7778 7177
kohtaro.hirota@blickrothenberg.com



Winnie Cao
Head of China Desk, Global Mobility
+44 (0)20 7544 8989
winnie.cao@blickrothenberg.com



James Dolan
Partner, Head of International Tax
+44 (0)20 7544 8972
james.dolan@blickrothenberg.com



Simon Gleeson
Partner, International Outsourced Accounting and Employment Options
+44 (0)20 7544 8977
simon.gleeson@blickrothenberg.com



Melissa Thomas
Senior Manager, International Tax
+44 (0)20 7544 8938
melissa.thomas@blickrothenberg.com



Chris Heath
International Business Manager
+44 (0)20 7544 8926
chris.heath@blickrothenberg.com

16 Great Queen Street
Covent Garden
London WC2B 5AH

☎ +44 (0)20 7486 0111

✉ email@blickrothenberg.com

🌐 blickrothenberg.com

🐦 [@BlickRothenberg](https://twitter.com/BlickRothenberg)

🌐 [Blick Rothenberg](https://www.linkedin.com/company/blick-rothenberg)